

自慢の逸品を募集します

旭市推奨品認定事業

旭市物産品の更なる品質向上や販路を拡大するため
あなたの自慢の逸品を推奨品に認定します。

一対象者

旭市観光物産協会会員 ※新たに会員になる人も対象です。

一推奨品の条件

- 市内において製造・加工された商品であること
- 郷土色が優れていること

一特典

- 認定証の交付
- 認定マークの使用許可

- のぼりの進呈
- パンフレットへの掲載
- 各種イベントでの周知

一申し込み方法

旭市観光物産協会にある申請書に必要事項を記入し、申し込んでください。

※申請書は観光物産協会ホームページ
ps://www.city.asahi.lg.jp/soshiki/14/2334.html)からもダウンロードできます。

一申込期間

10月3日(月)～11月4日(金)

一選考方法

審査委員会を開き決定します。

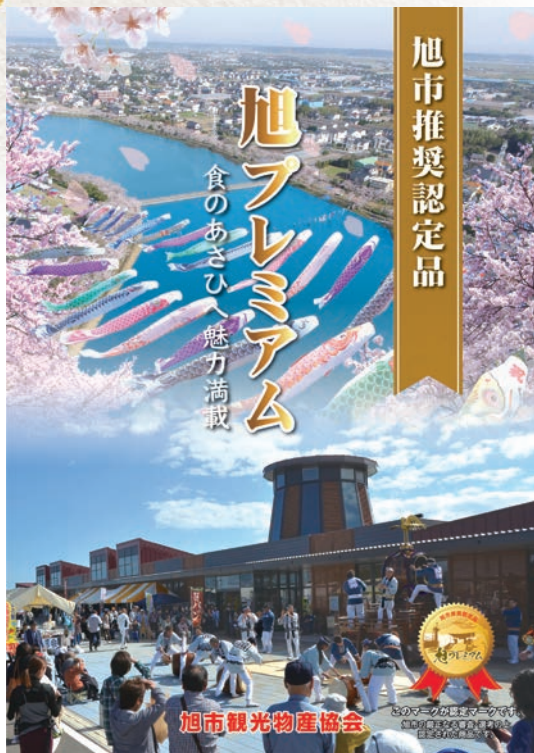
申し込み・問い合わせ先

旭市観光物産協会

☎62・7537

商工観光課商工労政班

☎62・5874



旭市推奨認定品パンフレット「旭プレミアム」

イノシシの出没に注意

農作物の被害を防ぎましょう

田畑が被害を受けた場合や痕跡を発見した場合は、農水産課に連絡してください。

10月はイノシシ対策一斉刈り払い月間

イノシシは耕作放棄地に好んですみ着きます。耕作放棄地を定期的に刈り払いして、農地を適切に管理し、イノシシによる農作物被害を防ぎましょう。

問い合わせ先

海匠農業事務所企画振興課(☎62-0156)、農水産課農業基盤整備班(☎74-3660)

電気柵を設置する農業者に補助金を交付

イノシシなどの有害獣による農作物被害を防ぐため、農地に電気柵を設置する農業者に補助金を交付します。

対象／市内に住所がある農家・農業法人

補助率／資材費の2分の1、上限10万円 ※事前に申請が必要です。

申し込み・問い合わせ先

農水産課農業基盤整備班(☎74-3660)

収入保険で

農業経営リスクへの備えを

全ての農作物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営力では避けられないさまざまなリスクによる収入減少を補償する制度です。

対象／青色申告を行っている農業者(個人・法人)

補償の対象／農業者が保険期間に生産・販売する農産物の販売収入全体

補てんの仕組み／農業者ごとに保険期間の収入が基準収入の9割(補償限度)を下回った場合に、下回った額の9割(支払率)を補てん

申込期限／●個人：12月末 ●法人：事業年度開始の前月末

※千葉県では収入保険に新規加入する人を対象に、期間限定で保険料補助制度を実施しています。くわしくは、千葉県農業共済組合ホームページ(<https://nosai-chiba.or.jp/insurance/>)を確認するか問い合わせてください。

申し込み・問い合わせ先

千葉県農業共済組合収入保険課(☎043-245-7447)